

あごら

MINI <71号>
1983年3月10日発行 ￥200 千40

- 何でも言える ●何でも書けるミニ雑誌(あごらミニ)
- 小さな〈ひろば〉=AGORA・〈あごら〉
- あなたの声を待っています。みんなで作る〈あごら〉

今月のなかみ

<編集担当・あごら仙台>

- 表紙のことは 今、声に出す大切さ……………久能 一江 ①
 優生保護法から見えてきたもの……………松島妙子/渡辺早苗 ②
 『あごら』27号を回し読みして……………日下恵津子/山内満貴子 ③
 地域からのレポート……………富田春代/菅原さち子 ④
 アンケート あなたにとつての妊娠・中絶・出産……………三船 照子 ⑤
 速報 3月15日 優生保護法改正「正」国会上げか?……………⑥
 婦人少年局と行革……………⑦
 国籍法改正へ—まだ残る諸問題……………⑧
 随想募集 私にとって産むこと・産まないこと……………⑨
 お知らせ 女のつどい・女の講座……………⑩
 ………………⑪
 ………………⑫

私が優生保護法の改正とその内容を知ったのは、〈あごら〉の勉強会を通してでした。その歴史的過程を見ると、ものの見事に女性の国家の都合に合わせられ、政策の中に組み込まれていくことに慄然としました。性と最も個人的、かつ人間的な部分にも国家が介入し、私たちの生活を見えない糸でがんじがらめにしていくそのやり方は、まことに巧妙です。「生命の尊重」などという美しい言葉が並び、何も知らない相手側にすぐのみこまれそうになります。届け出だけでも一年に約六十万(一九八〇年)の女たちが墮胎していきながら、その現実の生々しい声は聞かれません。たとえ聞かれたとしても、罪の重さに首うなだれ、水子地蔵尊に手を合わせる女の姿であり、その社会的側面や男の責任は、隠されたままでした。

女の性が一生の中で一番誇らしいのは、子どもを産んだ時とされます。まるでここが女の一番の出番であるかのように。毎月の女の

今、声に出す大切さ

久能 一江

生理は不淨のものとされながら、男の子を産んだ時は手柄だとされる、その落差はなんなのでしょ。女の性は「産む性」として初めて一人前として認められ、産めない女は軽視され、そのことが女と女の分断を生み出してきました。

この改「正」も女をまさしく「産む性」とだけみなし、その鑄型におさめ、女の多様な生き方を私たちの手から奪おうとしています。日本型福祉の見直し、家庭基盤充実政策と、女を家庭にしばりつけ、国の価値観が個人の生き方をせばめていく恐ろしさは、いつのまにか戦争にまきこまれた母の時代と同質のものではないでしょうか。

戦争が反対と言えるときに言わなかった責任と、戦争に加担した母性を問われる今、再び私たちがそれを繰り返さないために、次の世代の私たちの子どものためにも、人間らしく多様な選択が可能であるようにすることが、いま大人である女の責任ではないでしょうか。

婦人民主クラブ創立37周年・婦人民主新聞縮刷版刊行記念

<いま、歴史の逆流を阻もう> 女集会

- ◆あいさつ 婦人民主クラブ委員長 佐多 稲子
- ◆講演 「いま考えること、なすべきこと」 京都精華大学教授 日高 六郎
- 「私の好きな女たち」 作家 瀬戸内 寂聴

と き 1983年3月19日(土) 午後1時~5時
 と こ 千駄谷区民会館(東京・原宿)
 主 催 婦人民主クラブ 03-402-3240

<あごら>

優生保護法連続学習会

- ◆「米国の中絶禁止反対運動」
講師 バイバラ・イエーツ
とき 3月10日(木)午後6時半~
講師 新島 淳良
 - ◆「優生思想について」
とき 3月16日(水)午後6時半~
- ※会場はいずれも
 「あごら読書室」

(地下鉄丸の内線「新宿御苑前」
 下車四谷寄り出口から30秒)
 TEL 03-354-9014

優生保護法から見えてきたもの

〈あごら仙台〉が発足して約2年。その歩みは遅々としている。しかし、私たちはいつも本誌の問いかけに応えたいと思っていた。今回、27号への一つの返事として、この特集を組んでみた。

あごら仙台

みずからの性を

いづくしみつつ……

松島 妙子

○人工妊娠中絶の許可条件から「経済的理由」を削除しようという優生保護法改正の動きがある。

人工妊娠中絶の是非については、宗教・法律等の立場からさまざまな意見が出されているが、中絶は、女性にとって精神的負担が大きく、中絶手術が母体の健康を損なうこともあり、また胎児の生命を奪うものであり、「良くないこと」であることは誰もが認めるところであろう。

「産む・産まないを選ぶことは女性の権利」という意見を耳にするが、この意見は現実の中絶を経験した女性の実感とかけはなれていないのではないか。誰もが「良くないこと」と思いながら、安心して子を産み育てる状況にないため、中絶を選ばれているのではないだろうか。

○中絶が「良くないこと」であるとして、計画外妊娠による中絶を減少させるためには、充実した性教育の普及と確実な避妊法の普及が重要であるが、右の点に関する我が国の状況はどうか。

欧米ですでに普及している、卵黄ホルモンを減らして副作用を軽減した新型ピル、改良型IUDなどは、厚生省が認可しないままであり、その結果日本では、コンドームとオギノ式の組合せという最も効果の低い避妊方法が普及しており、避妊の失敗による計画外妊

娠が中絶へとつながっている。すなわちわが国では計画外妊娠を減少させようという努力は全く払われていない状況にある。

○人工妊娠中絶数は、一九八一年で六十万件となっており、うち二十五歳から三十九歳までの婦人の中絶数が年間総数の七〇％に当たっている。中絶の理由や妻の子ども数に對する考え方の調査等や右の統計を総合すると、中絶の実態は、家庭の主婦が、子の教育や収入が少なく生活が苦しいことを理由に、第三子以降を中絶する場合が多いと言える。

家庭の主婦が「生活費を得るため」パート等労働条件の悪い職につき、生理休暇もとれず、産前産後休暇も安心して獲得できない労働環境の中で、妊娠異常、異常出産の危険にさらされている(ちなみに、わが国の妊産婦死亡率は西ドイツとともに最劣位である)。

無事出産できたとしても、妊娠・出産に対する公的扶助・サービスは不十分であり、生まれた子の生きる権利が保障されているとは言いがたい。

○以上のような社会的状況下で、優生保護法改「正」を進めた場合どうなるか。

非合法の中絶により女性の生命および健康が損なわれることは明らかである。

○優生保護法改正問題を通じて私が考えたことは、女性はこれまで自分自身のからだを知り、避妊法等を研究し、ひいては自分自身の健康を守ることに対し、熱意がなかったのではないかということである。

私自身、これまで、性・避妊・中絶について正面から論ずることをためらうところがあった。避妊法についても、パートナーに任せきりで自ら積極的に取組もうとの姿勢はなかった。女は避妊法など知らないでよい、それ

は男が心配することで、性や、まして避妊法について論じるなど恥ずかしいこと、という考え方が、私の意識の深いところに潜んでいて、自分自身を縛っていた。私の受けてきた教育の結果なのかもしれない。

性を「結婚という枠の中の生殖を目的とする行為」としてのみ是認するのでなく、相手とのからだとの会話であり、二人の生にとって大切なものであることを正面から認めるのなら、避妊は女の心とからだを守る重要な方法となる。

優生保護法改正問題の学習の中で、私は性や避妊の意味を考え、女が子を産む性として、自分自身の心とからだ——すなわちいのちを大切にしていくことを考えてみたい。

国の活力とは

渡辺 早苗

優生保護法改「正」派の推進理由の一つとして挙げられているものに、「大量中絶は民族の活力衰退を招く」というのがある。

その内容は、子ども数の減少↓一人っ子・長男・長女の増加↓バイタリティーのない過保護人間が育ちやすい↓マイホーム主義で、企業命令に従順でなくなる↓産業・貿易の衰退↓日本の国力衰退、と図式化される。さらに、子ども数の減少は、高齢者人口に対する生産年齢人口の比率を低下させる、と改「正」派は憂慮する。

しかし果たして、企業その他、上からの命令に対して絶対服従の人間が減少すれば産業



は衰えるのか。家庭を顧みずに企業を第一義的なものとする人々の多い国は、健全な国家であるはずがない。

ところで、最近の調査では、結婚後十五年以上経つ夫婦の平均子ども数は、二・二人という結果が出ている。これによれば、少なくとも現在の人口維持という点では、今のところ改「正」の必要性はないことになる。仮りに子ども数が減少の方向に向かったとしても、中絶への締めつけは出生数をふやす手段にはなり得ない。出生数増加に結びつかず、ヤミ中絶による死亡増加のみをもたらすという事実は、ルーマニアの例で明らかである。

また、生産年齢人口の比率を高めるため新しい生命を創り出そう、という発想は安易に過ぎる。この狭い国土の日本において総人口を増加させることは、新たに深刻な問題を引き起こす可能性の方が大きい。

人類の努力の積み重ねの上に成り立ち得た長寿者の増加という、むしろ喜ばしい問題に取り組むにあたっては、優生保護法改「正」はあまりに小手先の、そしてひどく場違いな愚策である。

改「正」派の主張する「国の活力」が、かつての富国強兵政策に通じるものではなく、全ての人々に幸福をもたらすための「活力」を意味するならば、それを得るためのより有効な具体的解決策は様々にあるだろう。しかしそれら全部に共通して要求されなければならないのは、「今ある命をより良く生かす」考えが根本をなしている、ということだ。これは背景に、真の生命尊重の思想があつてこそ可能になる。

では、今早急になすべきことは何かと言えば、当然ながら福祉政策の充実だと思われる。ところが現状では軍備増強の陰で福祉は着実に後退しつつある。生命尊重・国に活力を与える、等々の美名を駆使して、改「正」派はたくみに多くの人々の賛同を得ようとしている。彼らがそれほど強硬に、そして今、優生保護法に手を加えようとする本当の意図を、私たちは見抜く必要がある。産む産まないの選択権の多くを国が握る、ということとは、社会のあらゆる方面で急激に右傾化が進んでいる今の日本で、どんな役割を担うかを常に考慮していかなければならないと思う。

内なる優生保護法

日下 惠津子

優生保護法の目的は、第一条に示されるように「優生上の見地から不良なる子孫の出生を防止するとともに、母体の生命健康を保護すること」にある。ここでいう不良とは何か。誰にとつての不良なのか。

今回、三たび国会に上程されようとしていた改「正」案は、第十四条の四項から「経済的理由」を削除しようとするものであるが、一九七〇年に初めて国会に上程された時には、さらに二つの改悪点がありこまれていた。ひとつは「その胎児が、重度の精神又は身体障害の原因となる疾病又は欠陥を有しており、それが著しいと認められるもの」(は中絶してよい)という条文をつけ加えるというものである。当時、反対運動をしていた「い芝」(脳性マヒの人たちから成る団体)の代表が、厚生省において精神衛生課長以下数名の当局者に詰問した際、精神衛生課長は「私は医者でつくづく思うのですが、障害者が一人もいなくなれば、この世の中がどんなに幸せになるでしょう」と言い放ったという。また、ある女性団体が厚生省に抗議に行き「障害者はいわゆるあつてはならない存在か」と質問したところ「全くその通りである。あの改正案は、あなた方女性、また障害児を持つ親たちには説明できる。しかし、障害者の方々に説明することができない」と答えたという。

九四一年、太平洋戦争開始の年につくられた国民優生法を母体としている。国民を優生と劣生に選別し、優生、つまり健全とみなされた女には避妊までも取り締まり、兵士となるべき子どもを産ませ、劣生、つまり障害者には遺伝にかこつけて不妊、断種手術を受けさせた。そして、先の当局者の回答である。このようにみると、優生思想というものがいかに根深く、連綿と続いてきたかを改めて思わずにはいられない。結局それは、権力をもつ者たちにとつては国民を一番支配しやすいう方法なのだろう。多数者に、少数者よりも自分たちのほうが優れているという差別意識をもたせることで、人と人とを分断してしまふ。自分分は多数者の中にいる、自分だけは大丈夫だと思つていても、それは幻想なのだ。ある少数者を切り捨てれば、多数者の中からまた、少数者がでてくる。それは限りなく続くものではないか。

ところで、子どもをみごもつたことのある者ならば、「五体満足であつてほしい」という願いを多少とも抱いたことはないだろう。私もそうだった。それでは五体満足であつてほしいという願いは、障害者は生まれてこないほうがいいのか、障害者は生まれてこないほうがいいのか、健康であることが良くても、障害があることが悪いという考えを支持してしまふものなのだろうか。

一九七二年にはすでに、診断技術の向上により、胎児の障害の有無が診断可能となった。そして現在、羊水チェックによつて胎児の障害の有無を発見することは、全国的に行なわれているという。それを支えてしまつていくのは五体満足であつてほしいという願いなのではないのか。今回この条項が加えられな

彼らの答えからも明らかのように、不良とは障害者のことであり、胎内の子に障害があるとわかれば合法的にその子を抹殺できるよりにしようとするものだ。障害者は生まれてくるべきではない、あつてはならない存在として位置づけられている。

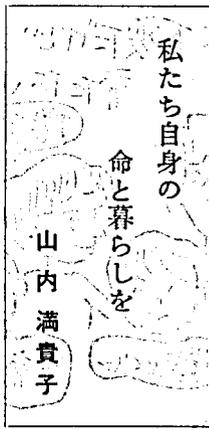
優生保護法は、ナチスドイツをまねて、一

ったのは、障害者の反対運動を予期し、「経済的理由」だけでも通してしまおうとの意図があったのであろう。しかし、ひとたび通れば、次はこの条項をつけ加えようとすることは十分考えられる。だからこそ、自らの差別意識をさらに見つめ、洗い出していく作業を続けていかなければならない。

私たち自身の

命と暮らしを

山内 満貴子



村上正邦議員の「優生保護法の改正をなせ急がなければならぬか」を読んだ。そこには、産業社会ひいては国家に貢献する強健な生命と、それを再生産する生命だけを尊重(?)しようとする意図が明確に表れている。「都会へ出てきた農家の次男・三男が、マイホームを持つためにシャニムニ働いたことが産業社会に活力をみながらせていたのに、中絶を野放しにした結果、長男・長女社会となつて活力が失われた」また「転動命令を受けても、両親や妻に相談してから、と答える」「社の方針が意にかなわない場合はさっさと退職し、転職をはかる」「過保護人間が多くなっている」と憂えている。どこに「生命の尊厳」が含まれているだろうか。彼らの言う「生命」には、人間らしく暮らしたい、生きたい、と願う「生命」は含まれず、国を富ませる手段としての頭数でしか、人間がとらえられていない。私たちは国家のために生まれきたのではない。

ひとたび転動命令が出れば、一週間後に本

人は任地へ、二週間後には家族が身の回りを整理して、と、それまで構築してきた生活をまるごと壊される形で、泣く泣く転居していった友だちを何人も見てきた。私自身、夫の転動という事態にどのように対するかを突きつけられている。私自身の経済的自立も含めて、日々混沌の中にいる。やっとながりのできた周囲の人々と、様々なことを試みていく中でこそ、少しずつ開けてきている気がする。これ以上転居を繰り返して、周囲とつながりがないまま、子どもを三人、四人と持ったとしたら、私の人生は切れぎれの惨憺たるものになるばかりか、もし病気にでもなったら、それはもう「生き死に」の問題ではないだろうか。

それまで疑問を抱きながらも、はた目にはシャニムニに見える働き方を否応なしにしてきた人間が、転動命令を機に、葛藤を繰り返しながらも退職して、自己のため、また他の己(個?)のためにほんとうに生き始める。そうした自立的人間を「過保護人間」とする横暴は、頭数の視点に立つからにはかならない。「生命の尊厳」を表明板にして内実は、国民の管理統制を強固なものにしようとする側にとっては、自分でモノを考え自分の意志にそつて行動する人間は、どのように悪く形容しても、したりないくらいなのであろう。個々の議論の前にまず、この視点の違いをはっきりと抱えておきたい。

そして、私たち自身の命と暮らしを守りぬくべく、身近なところに、問題を出し合い、共に話し合つて是非を問ひ、行動していける場を創造し続けることがとりわけ大切な時であるように思う。それこそが「生命の尊厳」だと今考えている。

27号を回し読みして

三船 照子

二か月近く、子どもの入院に付き添っていた。幼児の場合、昼夜とも母親が付き添うことになっている。乳幼児ばかりの四人部屋ということもあって、声、声、声がうずまき環境だった。

暮れも押しつまって夫が「緊急特集あごら27号」を届けてくれた。ほかの親子は退院、外泊で二人だけのちょっと広い部屋の中、読み始めた。時々売店で買う新聞の記事と「緊急」という活字が交錯して、思わず肩に力が入る。「人を殺す人間に仕立てられ、自分の歴史を奪われている日本の子どもは生きていけますか」という村さんの語り口に胸を締めつけられる。「今の状況はちょうど昭和八年ぐらいのところ」というインタビュ記事。「戦前」がせまってくるが、その頃がピンとこないことに動揺する。

年が明け、たまたま隣室のドアのすきまから、ベッドの上で読書をしている中年の女性が目に入った。少しためらいはあったが、ご無理のない程度に、「あごら」をお貸しした。三日ほどして洗面所のかげで、「とても胸がふるえて、涙が出ました。こんなひどい本、初めてです」とつまりながら戦争中のことを話して下さった。肢体不自由者の施設にお勧めだそうで、ご自身も仕事から腕を悪くされての入院生活。

一歳の坊やに付き添っている三〇歳の人

は「伊藤野枝とか大杉栄とか、ずっと前の、何か暗い時代の人というくらいにしか覚えていなかった名前だけだ、その子どもさんが今生きていて話しているなんて、なにかもう、とても……」としんみりし、このような本があること、グループがあることにも驚かれたようだった。そして「病院の中だけでもけっこう話題はあるけど、これが家に帰るとやっぱり隣近所のことばかりなのよね」とあきらめ顔で苦笑しておられた。その時、いっしょにうなずきながら、懐かしいものとして近所の人のことを思い出す。引越してきてやがて一年になるのに、まだ借り物のくつで歩いていけるようななぎこちなさがある。でも、声をかけ合う日常の場で、もっと気軽に話し合える関係をもちたいと思う。

入院患者の生活が病院に掌握されているのは当然の面もあるが、病院が決めた安静時間に寝寝中の赤ちゃんが検査のために起こされたことがあった。母親は困惑顔のまま了解し、看護婦さんに従った。「今は困ります」と言ってもよいと思う。大きなとりきめの中ではやすやすとあきらめる。それに慣れることがこわい。

知らない人の間で読み回され、戻ってきた本を手にするのは嬉しい。ただもう少し急いでこの本を周りに伝えていきたいと思う。



地域からのレポート

私たちの店

おひさまや

富田春代

昨秋、仙台市主催「婦人の集い」で鴨原幸恵さん(二九歳)の「私たちの店を持って」という話を聞いた。一見豊かに見える今の自分の生活を、食べることを通して考えていきたいと、それまでの会社勤めを辞めて、友人二人と共に自然食品の店を開いた。たゞ物を売るだけではなく、その考えたことを少しずつでも伝えていけたらと、ミニコミも刷っているという。言葉だけで何かしたいとあえぎながら今一步を踏み出せない女は多くいるのに、彼女たちはいとも簡単そうに大またで歩く。その図太さに心動かされ、特に彼女たちというところに魅かれてその店を訪ねた。

てすぐ、鴨原さんは笑って言った。五月に出産をひかえている高橋由美さん(二五歳)もそれにうなづく。

無農業野菜を作っている人がいると聞くといに行き、店に置かせてくれるように頼む。実際にリヤカーを押しながら作業を手伝ってくると、何も知らずにおいしい物を求めてきたことを反省させられる。自分たちがそうだったように、作る人と食べる人が話し合えるような関係がたくさんできれば、公害や、原発にも必ず興味はわくんじゃないかと期待しつつ、いろんな人に出会いたいと言う。

私が出会う女たちの今の関心事は、子ども教育であり物価だったりする。そしてそれは、まぎれもなく社会構造と直結している。が、どのようにつながっているかという探求心は冷めきついている。複雑化したその枠組を見ることは、自分自身をえぐることによく似ている。やはり、容易ではない。

「優生保護法ってごそんじですか」に始まる彼女たちの「おひさまや通信」を読んでいると、観念論ではなく一緒に行動しているようなやさしい広がりを感じた。冷めきつた回路でもショートするんじゃないかなと希望を持たせてくれる。肩ひじ張らないあたたかさ、のっけから感じた。実際に手と足を動かしての経験はズシッと足元に積もるらしい。何より何より一人じゃないことがいい。白石の農家に柿をむきに行く予定があると聞いていた。しばらくして枝のついた干し柿がカウンターにお目見え。食べるのが惜しい

くらい、それはいい形をしていた。

笹川良一氏 会長も引退の噂 B & G 財団海洋センター

菅原さち子

Bはブルーシー(青い海)のB、Gはグリーンランド(緑の大地)のG、笹川良一氏会長B & G財団海洋センターが、全国を闊歩中である。モーターボート競走の収益金を基に「スポーツを通して青少年の健全育成をめざし、海洋国日本の発展に資すること」を目的とし、建設予定のものも含めて、全国で既に主として町や村に六十か所。土地さえ提供すれば、体育館やプールなどの体育施設をタダで建ててもらえるとあって、財政困難を理由に誘致を希望する市町村で大賑わい。

ところで、笹川氏と言えは戸籍用印火の用心のCMや、国連平和賞受賞など、今は日本全国隅から隅まで知らない人がいないくらい有名な方。近頃の日本人の心の荒廃に悲憤慷慨してか、体育館の入口にはお母さんを背負った「孝養の像」「水訓碑」。館内には笹川氏の特大写真、ポスター、肖像画、連合新報の備え付け。また家族ぐるみのB & Gクラブ員の組織(ここにも毎月きちんと笹川氏の提言が載った会報や連合新報が届けられる)、更に、自治体の職員がB & G財団の研修を受け、センター育成士になるなど、建物がある限り、

財団が決めた業務を、財団が決めた要領で運営する方式がとられ、まさに憂える笹川氏の「情熱」がちりばめられている感じ。

残念なことに、仙台のベッドタウンここ泉市でも誘致が決まり、県内六番目のセンターとして十月着工。ところが十二月に入り、反対運動が起きているということで財団側から工事一時中止の通告があり、慌てた市は町内会や、体協、老人会を通し推進の署名集め。反対派も、子供たちの将来を考えて市立の体育館に切替えよと署名運動に入り、今まさに町を二分しての署名合戦。中でも町内会長さんの働きは目ざましく、先頭きって推進の署名を集め、反対者を洗い出せと息巻く様には慄然としてしまう。驚く程のスピード着工を横目で見ながらの反対運動も「タダだからいいんじゃない」「誰が建てたって、とにかく建てばいいのよ」「タダだから少々のことは仕方がない」とする推進派の迫力に、「地方自治や住民の自立、市政の在り方や市民の資質」といった言葉は押され気味。」「軍事費突出を軸に、地方財政ひっ迫の中、たかりの構造と、運輸省、国からみのガッチリした構造の産物」とも言えそうな海洋センター。巧妙に、しかも確実に、小さな町や村に根をおろしている。

編集後記

改正側の論理は直感的におかしいと感じることは簡単だ。しかしそれに反論する場合、私たちがどれだけ説得力をもってできたかはなはだ心もとない。それは、私たちの表現の未熟さ、ひいては論理的な考え方の未熟さであることを痛感している。今後の課題としたい。

3月15日 国会上程か？

優生保護法改「正」阻止ヤマ場へ

〈優生保護法改悪阻止連絡会へあこら〉は各グループは阻止へ向けて必死の学習と行動を続けているが、〈国際婦人年日本大会の決議を実現するための連絡会〉も、去る1月27日、参議院議員会館で「優生保護法改正問題に関し五政党の方策を聞く会」を開いた。

* * *

●自民党婦人局長 森山真弓氏
○党としての意見はまとまってないが、衆参両院の女性議員は全員反対。

○「生命尊重議員連盟」が結成され(2月8日、林厚相出席のもとに結成式)、扇千景、山口淑子両議員が発起人に加わっているが、彼女たちは「問題があるので内部でチェックの役目を果たすために、あえて入った」とのことである。

●社会党婦人対策委員長 田中寿美子氏

○党の基本方針は、中絶は個人の立場から自分自身によって決められるものであり、優生思想そのものに反対する、ということである。したがって優生保護法を守ること自体がおかしなことなのだが、改悪しようというのなら守るべき、という立場をとる。

○母子保健法を含め、母性保護の立場から「人工妊娠中絶及び避妊手術に関する法律」の試案を検討中。

●公明党国民生活局長 渡部通子氏

○党大会で反対決議
○産む、産まないは夫婦間のことであり国家

の介入すべきことではない。

○女性、母子の保護をめざして、母子保健法の改正を従来より厚生省に働きかけているが、優生保護法の改正とセットにして扱われるとすれば、白紙に戻す。

●民社党政策審議会部長 安達裕志氏

○改正案が上程されるまでは、党としての賛否の態度は決定せず。

○地方議員に対しては、各人の判断に任せる。

●共産党社会労働委員 沓脱タケ子氏
○反対であるし、地方議員に対して賛成決議を出させないよう通告。

○国際的潮流に逆行しており、中絶数が減少しているのに法改正を強行しようとするのは政治の優先。

○法そのものの抜本的見直しが必要であるが、今は混乱を招くので当面は改正阻止に全力を注ぐ。

* * *

民社党の「のんびり」ぶりは、会場からの失笑すら招いたが、それ以外の各党は、一応反対の姿勢を示していた。

しかし、「法そのものに問題があるが、今は改正阻止に集中する」ということは、社共両党が言うように、本当に「議会戦術上やむをえない」のだろうか。優生思想そのもののへの踏み込みの甘さが、10年前に問題の真の解決をなし得ないまま、再び今日の事態を迎えるに至った原因ではないだろうか。

10年前に比べて反対の声が少ない、反対な

らもつと諸願、陳情を、と厚生省側からさえ言われているが、各地では改「正」阻止、優生保護法そのものの撤廃を要求する集会、学習会が連日のように開かれている。

なお、阻止連絡会では、3月8日、13日、

厚生省前で有志による抗議のハンスト。3月12日、東京・本郷で全国交流会。翌13日には同じく東京・代々木公園で全国総決起集会を行なう。

婦人少年局廃止は中止？

行革の省庁組織の整理・再編でやり玉にあげられた婦人少年局。婦人団体の陳情が功を奏したのか、第二部会の報告では、「婦人少年局については、年少労働行政を関係各部署に移管するとともに、パート労働及び家内労働関係行政を吸収し、その名称を「婦人局」(仮称)と改める。なお、将来、婦人の社会的地位の向上につき条件が整った段階において同局のあり方を検討する」となった。

また、臨調事務局原案では国庫補助廃止の対象となっていた「婦人保護費」「生活改良普及職員設置費」の補助は、1月10日発表の第三部会報告では、廃止の対象には含まれなかったものの、今後とも女たちの監視と要求が必要。

国籍法改正に大きな一歩

——ただし沖繩問題などはそのまま

「子の国籍は父母両系主義」の世界の流れの中で「父系主義」に固執する日本。国際結婚をした女性たち、男女平等の見地から疑問を呈する女性グループなどの声を受け、77年には国会で土井たか子さんが質問。79年社会党提案で改正案を提出、廃案。再提出、継続審

日本で初めての伝統塾

4月開校・生徒募集受付中

日本の伝統のなかに流れる文化と
日常生活のなから学ぶ知性と
ロマンのキャンパス

主な科目：歴史—化粧史、生活史、服装史
と内容 文化—日本の祭、歌舞伎、和服等
くらし—着ること、縫うこと、たべること
道—くらしの中の日本茶の心得
花道—くらしの中のいけばなと心
書道—自分の名前から文章のまとめ方
語法—自己紹介からスピーチまで
作法—訪問、式典、懐石、アクセサリー

- 入学資格 高卒以上の女子、年齢不問
- 授業日 週5日(月曜日から金曜日まで)
- 修業年限 6ヵ月(一期)
- 入学金 ¥30,000
- 授業料 一期 ¥100,000(6ヵ月分) 分納の場合は月額¥20,000



ジャパントラディションスクール

発起人代表 山家 光子

東横線自由が丘駅・南口前 マイセンビル4F(自由が丘きもの学院内) ☎739-2962代

議となったが、2月1日、法制審議会国籍法部会から改正中間試案が発表された。

国籍法改正は、「女性に対するあらゆる差別撤廃条約」批准の条件の一つでもあり、同条約では「父母両系主義」と「子の権利の尊重」をはっきりうたっているが、今度の試案も、父母両系主義と、どちらを選ぶかは子の選択とし、現行法よりは大きく前進している。

しかし、「経過規定」を設けることにより、かねてから大きな問題になっていた沖繩の異国籍児は救済されない人も多く、沖繩県民の意見を聞くことなく出された答申に、新たな怒りの声もあがっている。

「経過規定」とは、「次の各条件を備える外国人は、法施行の日から3年以内に法相に日本の国籍をとる意思を表示することにより、その時から日本の国籍を取得するものとす」とし、(ア)出生時から引き続き母が日本国民であること (イ)この法律施行の時に二十歳未満であること (ウ)日本の国籍を取得したことがないこと (エ)当該母の親権に服していること...などの条件をつけているもので、沖繩の無国籍児には特に大きく影響し、在日朝鮮人などにも広く門戸を開いたものとは言えない。

この試案を基に学者や市民の意見を聞き、今秋、要綱案をまとめ、来年の通常国会に法務省が改正案を提出する予定のようだが、市民がさらに声をあげていくことが必要。

会員1200人を目標に

83年度 第1回運営会議

83年度第1回運営会議は、2月13日東京の「あごら読書室」で開かれ、82年度決算、83年度予算、83年度活動方針などを討論しました。

最近の反戦・平和路線については、評価する人も多い一方、主婦層との乖離を心配する声も、とくに地方拠点から出され、「もう少し日常と直結したかたちで問題を見せたいこと」が、ことしの課題になりました。

本誌28号は、「いのちをまもる パート1」として、「産む、産まない、産めない」など優生保護法改「正」をめぐる諸問題と優生思想を追求、29号は、「教育、子育て」を一応の目標にするという案が出ましたが、皆さんのご意見を容れて軌道修正したいと思えます。どしどしご意見をお寄せください。

決算は、会費収入が初めて年間6000万を超し、基金も80万以上集まり、何とか赤字にならずにすみました。が、実質的には依然としてBOCに多くを依存しており、財政の確立が、ことしも引き続き重い課題です。

解決策として、「あごら」本誌をもっと大衆化してたくさん売るといふ説と、会員拡大の説の二説が出ましたが、本誌をもう少し読みやすくすることも大切だし、努力するけれども、会員を拡大するほうが、より本質的な方

掲示板

◆日本、欧米、第三世界を結ぶ民衆の連帯誌「おーじヤパン」。日本からドロップアップ(落ち上がり?)した青年が担う、真の民主主義をのミニコミ誌です。見本誌お送りいたします。
連絡先「おーじヤパン東京事務局」東京都大田区北馬込1-10-7伊藤ビル201(電03(775)8563)一部300円、年間購読3000円

法ではないか...が結論になりました。現在の会員は820人ですが、1200人になれば、何とか維持していけます。あなたの一番たいせつな方をぜひ1人、誘ってください。(決算・予算の明細は次号に掲載します)

随想募集

「私にとって産むこと・産まないこと」

28号は、一人ひとりの、自身の問題として、産むこと、産まないこと、を考えてみたいと思います。あなたにとって産むこと、あるいは産まないことは何なのか。出産、避妊、中絶の経験、女としての選択など、あなたご自身の内側から噴き出る声を、ぜひ書いてください。題名は自由。枚数は400字10枚以内。締切り4月11日(月)。送り先、東京都新宿区新宿1-9の6 あごら編集部、掲載分には5000円相当のあごら図書券をお贈りします。

産む・産まない・産めない... アンケートにご回答を

「経済的理由」の削除をめぐって、優生保護法論議が活発ですが、受胎調節や中絶の本当の理由、実態はどのへんにあるのか、皆さんの真実の声を聞いて、私たちの方向を考えてみたいと思います。本号のアンケートにぜひお答えください。

なお、財政窮乏の折、恐れ入りますが、返信用封筒と切手代は各自のカンパとしていただけるとありがたいと思います。あて先は、最終ページにありますので、お手数ですが、切り取って封筒に貼付して送ってください。

—女性の自立へむけて—

教育産業にからめとられないで地域に学びの輪を拡げてみませんか？ 私の教室も実地見学していただきます。案内パンフお送りします。

◆中学生対象英語数学教室開設コンサルタント◆

H BA High Bridge Academy

高橋学習センター 主宰 高橋ますみ

〒459 名古屋市緑区大高町伊賀殿107 TEL 052-622-4926

〈女のつどい・女の講座〉

日 時	テ	マ	会 場
3月5日(土)13:30~17:00	「学校をよみがえらせよう一家庭科の窓から」ウイ一周年記念公開ゼミ		日本教育会館
8日(火)13:30~	「精神分析と家族」秋山達子		婦選会館 03-370-0238
18:30~	「日本社会党を考える」日本はこれでいいのか市民連合 03-379-0043		家の光会館(飯田橋下車)
10日(木)13:30~15:30	「充実した心で」田村敏子 03-341-0891		新宿区立婦人情報センター
18:30~	あごら優生保護法連続学習会② 「米国の中絶禁止」バーバラ・イエーツ		あごら読書室 03-354-3941
11日(金)18:00~21:00	軍事問題研究会特別集中講座「中曽根ミタリズムと日本の転機」⑧		全電通会館
	「国際関係の再編と日米運命共同体」進藤栄一 03-291-9779		
12日(土)14:00~16:00	練馬市民大学「汚職の構造」室伏哲郎 03-991-7095		サンライフ練馬(西武池袋線中村橋)
17:00~20:00	「つぶせ改悪・許すな上程」優生保護法改悪阻止全国交流会 03-355-0429		真成館(本郷) 03-812-2221
14:00~16:00	「現代学生気質」日高幸男 03-434-7575 日本女子社会教育会		日本女子会館
13日(日)11:00~16:00	あごら京都例会		阿部宅 075-531-3089
13:00~	「つぶせ改悪・許すな上程」優生保護法改悪阻止全国総決起集会・デモ		代々木公園B地区
13:30~16:00	区民討論会「男の悩み・女の悩み」室俊司・吉武輝子 03-341-0801		新宿区立婦人情報センター
14:00~17:00	あごら九州例会		福岡市立婦人会館
18:30~	あごら札幌例会		喫茶のあ 011-511-1377
14日(月)18:00~	「日本共産党を考える」日本はこれでいいのか市民連合		家の光会館
15日(火)18:30~20:00	「箱庭療法・女性の事例」秋山達子		婦選会館
16日(水)18:30~21:00	83春期女大生「輸入される女たち」三好亜矢子・塚本由美		渋谷勤労福祉会館
	アジアの女たちの会 03-508-7070(五島)		
18:30~	あごら優生保護法連続学習会③ 新島淳良		あごら読書室
18日(金)13:30~16:00	くらしの哲学「私の出会った人たち」斉藤千代 03-352-9362		東京都消費者センター新宿支所
18:00~21:00	軍事問題研究会特別集中講座④「中曽根政治が国民に強いるもの」玉川洋次		全電通会館
19日(土)13:00~17:00	「いま歴史の逆流を阻もう」女集会 佐多稲子・日高六郎・瀬戸内寂聴		千駄谷区民会館
13:30~15:30	「女性に元気のてる話一悩みながら働くとういうあなたへ」		豊島区民センター・音楽室
	連絡先 豊島区社会教育委員会・社会教育課 03-981-1111(3456)		(池袋駅東口)
14:00~	「右傾化をストップ」淡谷まり子・山本かなえ		
20日(日)11:30~15:00	あごら大阪例会		東村山中央公民館
13:00~17:00	あごら浦和例会		鈴木宅
22日(火)10:00~	あごら京都例会		浦和コミュニティセンター
18:30~	「公明党を考える」日本はこれでいいのか市民連合		イソダ・コーヒー
23日(水)14:00~16:00	あごら京王・例会「優生保護法を考える」		家の光会館
24日(木)10:00~12:30	あごら東海例会		井手宅 03-308-1392
13:30~16:00	くらしの哲学「いまなぜ自立と連帯か」半田たつ子 03-352-9362		名古屋婦人会館
26日(土)14:00~16:00	「老後の生活心理」川島二郎 03-434-7575 日本女子社会教育会		東京都消費者センター新宿支所
18:30~21:00	あごら九州例会		日本女子会館
29日(火)18:30~20:00	「女性の自己実現」		福岡市立婦人会館
30日(水)13:30~16:00	くらしの哲学「ロッテデールの虹と私」三宅恵子 03-352-9362		婦選会館
18:30~	「民社党を考える」日本はこれでいいのか市民連合		東京都消費者センター新宿支所
4月3日(日)13:00~16:00	戦争への道を許さない世田谷集会とデモ 講師:吉見周子・若杉光夫		家の光会館
6日(水)18:30~	「新自由クラブと社民連を考える」日本はこれでいいのか市民連合		世田谷婦人会館(連) 03-416-2003
			家の光会館

各地のあごら連絡先

あごら旭川	旭川市神楽岡1条5丁目3 田代慶子 0116665511
あごら札幌	札幌市西区琴似1条6丁目グランドハイツ琴似 408号 細田英理子 0111664427
あごら仙台	仙台市茂庭字台生出前4の65 三船照子 0222244511
あごら浦和	浦和市南浦和2-19-8 山中マツ江 0488887733
あごら柏	柏市豊四季台3-11-6 8-2 1-2 古賀節子 047144511
あごら北東京	豊島区東池袋1-45-11 マズン金子 202 0398883300 志賀由美子
あごら武蔵野	小平市小川町1-7-6 6 丹羽雅代 042343377
あごら京王	調布市仙川町3-12-32 福井浅子 033308877
あごら神奈川	川崎市多摩区東生田2-27-12 森山方沼田千恵子 044493311
あごら東海	愛知県愛知郡東郷町和合ヶ丘1-12-9 伊藤汎美 056133922
あごら京都	京都市左京区一乗寺築田町56の1 塚崎美和子 075779144
あごら大阪	茨木市西駅前町10-3 3 3 遠藤由美 07262333
あごら九州	福岡市西区笹丘2-1-4 小島豊子 092522174